

行財政改革待ったなし！ ～持続可能な茅野市であるために～

Vol.10 補助金等の見直しについて

「未来への期待感を創造し、より安心して暮らせること」

この行財政改革の目的を念頭に、法令等に定められたものを除き、すべての補助金、負担金、交付金（以下「補助金等」とする。）について、令和7年度予算に反映するように、点検と見直しを行います。

今回の見直しは、補助金等の削減そのものを目的とするのではなく、補助金等の公平性・透明性の確保と、より効果的な運用を図ることを目的に実施します。

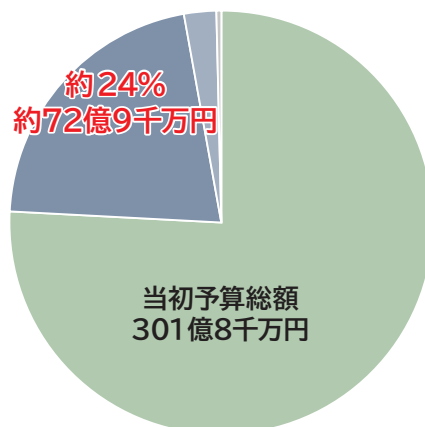
補助金等の役割と現状

補助金等は、市が策定した「補助金等に関する基本指針」に基づいて交付しています。行政サービスを補完する公共的なサービスの推進や市民活動の活性化など、まちづくりを推進するために重要な役割を担っています。このことから、補助金等の対象となる事業は、誰が見ても公共性、公益性、透明性があり、市民福祉の向上につながる必要がある条件です。

【令和6年度当初予算における補助金等の件数と金額】

	件 数	金 額
補助金	162件	7億4016万円
負担金	333件	64億3858万円
交付金	11件	1億1271万円
合 計	506件	72億9145億円

令和6年度当初予算における
補助金等の割合



基本指針のポイント

【補助金】

- ・ 特定の個人や一部の団体の利益に留まっていない（公益性）
- ・ 測定可能な成果が認められる（有効性）
- ・ 補助率2分の1以内
- ・ 補助期間は原則3年以内（※サンセット方式を導入）

※サンセット方式…あらかじめ制度の終期を条例や規則、要綱等で明示しておくこと

【負担金】

- ・ 明確な根拠、利益、公平性があること（妥当性）

【交付金】

- ・ 本来市が行うべき事務であり、報償的意味合いとして支出するものであるか



「みんなのまちづくり支援事業」の再構築

「みんなのまちづくり支援事業」は市民活動センターが完成したことに伴い、平成29年度に市民活動を支援する「みんなのまちづくり支援事業補助金」として拡充し、現在までに延べ82件交付しています。今後、市民の自主的な活動によるまちづくりや、地域を支える活動は、ますます重要になっていくと考えられます。

一方で、一部の補助金は継続的に交付されることで、見直しきっかけがなく、活動が市民の負担となっている現状も指摘されています。

「みんなのまちづくり支援事業補助金」とほかの補助金との統合も含め、「市民が望む、市民のための市民による市民活動」を幅広く支援するために、「みんなのまちづくり支援事業」の再構築を検討します。